

東京都板橋区農業委員会

第24期第6回定例総会議事録

令和2年12月25日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 6 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 1 2 月 2 5 日（金）午後 4 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	

議 事

1 協議事項

- (1) 生産緑地に係る主たる従事者証明願について (資料1)
- (2) 東京都市計画生産緑地地区の変更に係る照会について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計4件 (内訳: 4条関係1件、5条関係3件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 第60回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について (資料5)
- (4) 農地管理指導実施報告について (資料6)
- (5) 生産緑地買受者の紹介について (資料7)
- (6) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく
事業計画の認定について (資料8)

3 その他

- (1) 新春マルシェ・新春植木市の開催について (資料9)
- (2) その他

4 次回日程

日 時 令和3年1月25日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	久保 秀一	委員
	福島 聡司	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	石田 真人	書記
	澤田 健作	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第6回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、久保委員、福島委員を指名させていただきます。</p> <p>榎本委員より欠席の届出が出ております。</p> <p>それでは、協議事項(1)生産緑地に係る主たる従事者証明願について、事務局、お願いいたします。なお、本件は會田委員に関わる案件ですので、會田委員は議事に参与することができませんので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>資料1、1ページをご覧ください。生産緑地に係る主たる従事者証明願が1件出ております。申請年月日、申請者、対象者は記載のとおりです。買取申出事由は主たる従事者の死亡でございます。対象となる生産緑地番号は63と99の2カ所で、63が2筆ありまして徳丸八丁目24番10、479平方メートルと徳丸八丁目24番11、189平方メートルの合わせて668平方メートル、99が徳丸八丁目21番19、958平方メートルで、63と99を合わせて1,626平方メートルの生産緑地になります。</p> <p>おおむねの位置は2ページの図のとおり、都立赤塚公園の南側になります。現地確認を12月2日に木村委員に行っていたいております。この内容で特段問題がないようでしたら、3ページ下にあります生産緑地に係る主たる従事者についての証明書を交付したいと考えております。現地の詳細について、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>現地の詳細は画面のとおりで、きちんと肥培管理ができています。</p>
事務局 長	<p>現地確認を行った木村委員何かご意見はありますか。</p>
木村 委員	<p>全く問題はありません。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございます。事務局からは以上でございます。</p>
会 長	<p>何かご意見等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして、協議事項(2)東京都市計画生産緑地地区の変更に係る照会について、事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局長	こちらは書記からご説明いたします。
書記	<p>資料2、4ページをご覧ください。</p> <p>令和2年12月9日付で区より東京都市計画生産緑地地区の変更について、照会がありました。</p> <p>この照会については、板橋区の都市計画変更手続きにおいて、生産緑地法施行規則第1条、区が生産緑地地区に関する都市計画を変更しようとする場合、区長は生産緑地法上の農地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聞くことができるとされており、それに則った照会文書となります。</p> <p>今回は、都市計画変更を伴う生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況についての照会が2件、都市計画変更を伴う公共施設等の設置による削除の照会が1件でございます。この3件について、12月14日に山口賢治会長と事務局で現地確認を行いました。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>まず、徳丸五丁目の農地については、新たに生産緑地に指定する農地ですが、都市計画上では生産緑地地区が追加されるという意味で追加と表現しています。面積は約1,240平方メートルとなっております。図で示されたとおりです。現況については画面をご覧ください。現在は大部分が区民農園として利用されており、それぞれの区画で農作物が植えられている状況でございます。</p> <p>続いて蓮根二丁目の農地についてですが、既に指定されている農地が約2,830平方メートルで、新たに申請があった農地が約400平方メートル、変更後の農地が約3,230平方メートルとなっております。図で示されたとおりです。現況については画面をご覧ください。現在は土壌改良のため緑肥(麦)をまいているとのことですが、今後については、提出された事業計画書のとおり、有機無農薬栽培を行うということで、一部ハウスを建てて水菜や小松菜などを栽培し、露地では里芋、さつまいもなどを栽培する予定となっております。</p> <p>最後に常盤台三丁目の農地ですが、既に指定されている農地が約1,050平方メートルで、削除する農地が約650平方メートル、変更後の農地が約400平方メートルとなっております。図で示されたとおりです。現況については画面をご覧ください。現在はグループホームが建っている状況でございます。</p> <p>この変更に伴いまして、ご意見等がなければ、11ページにあります回答文書のとおり、板橋区長あて、原案で支障がない旨の回答をしたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございますが、現地確認をしていただきました、山口賢治会長何かご意見はありますでしょうか。</p>

会 長	徳丸五丁目の農地については、現在区民農園になっていますが、今後はどうなりますか。
農政担当係長	現在は区民農園で、来年も区民農園でお借りできることになっていますが、所有者の方は果樹をやられている方で、今後は柿畑にしたいと伺っております。
会 長	<p>そうですか。現状を見させていただいて、特に問題はありません。</p> <p>次に蓮根二丁目の農地についてですが、現状は作物がなく、今後については事業計画書を提出いただいています。作物がない状態で生産緑地に指定するということですが、隣接する既存の生産緑地の肥培管理状況は良好のため、今回の追加指定の農地についても良好な農地になると思います。皆様のご意見を伺いたいと思います。</p>
福 島 委 員	事業計画書のとおり肥培管理されるかが焦点だと思います。一度生産緑地に指定されると、仮に肥培管理が不十分の場合、指導が難しいケースも見てきているので、気になるところです。
事 務 局 長	<p>事務局から解釈などをお話ししたいと思います。</p> <p>生産緑地の指定にあたって、生産緑地法上では農地としか規定がなく、農地の状況までは法律の中では触れられていません。農地の内容については農地法にゆだねられており、その農地法では原則はきちんと肥培管理されているものが農地とされていますが、休耕地や不耕作地であっても樹林地状でなければ、その状態でも農地であるとの考え方になっています。耕作はできていないが、いつでも耕作できる状態になれば、農地法上の農地という解釈になります。</p> <p>一方、生産緑地に指定された後に、その状態では困るので、農業委員会では農地の管理基準を定めて、1年に一回農地の見回り調査を行い指導を行っていただいているところでございます。福島委員のご意見にもありましたとおり、今後事業計画書のとおり肥培管理されないということになりますと、この1年に一回の農地の見回り調査の中で指導をしていかなければならないということになります。</p>
福 島 委 員	生産緑地法上の農地とは、現に農業の用に供されている農地と規定されていたと思います。今回の件は現に農業の用に供されている農地ではないと思いますが、いかかでしょうか。
事 務 局 長	もともと一時的に農地ではなかったところを、農地に戻すために更地に戻して土を入れ替え、緑肥のため麦を撒いている状態ですので、不耕作地の状態ですが、農業の用に供するために手を施しているところなの

福島委員	<p>で、現に農業の用に供されている農地と考えることができるかと思いません。</p> <p>今のご説明だと、麦を撒いているということであれば、現に農業の用に供されている農地といえると思いますので、問題はないかと思いません。今後も、同様の事例があった場合、この現に農業の用に供されている農地かどうかというところをきちんと捉えて判断をした方が良くかと思いません。</p>
事務局長	<p>了解いたしました。</p>
会長	<p>他にご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特になさいますので、この件につきましては、資料にある回答書の内容で進めていただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>了解いたしました。11ページの回答書で回答をさせていただきます。ありがとうございました。</p>
会長	<p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>資料3、12ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年11月11日から令和2年12月10日までに届出があったもので1件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増三丁目309番5でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は561平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、12ページの中央の図、成増駅の北西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっております。令和3年1月着工、令和3年6月完了予定、軽量鉄骨造地上3階建て1棟、個人住宅の建築予定となっております。</p>
会長	<p>この4条関係1件につきましては、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続きまして、13ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で令和2年11月11日から令和2年12月10日までに届出があったもので、3件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が大原町1番7、2番12の2筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ19平方メートル、92平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、14ページの上の図、中山道の西側で都営三田線本蓮沼駅の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は駐車場となっております、令和3年5月着工、令和3年10月完了予定、鉄筋コンクリート造地上3階建て1棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が徳丸四丁目185番2でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は363平方メートルで、転用の目的は事務所・駐車場等でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、14ページの下図、新大宮バイパスの東側で赤塚第一中学校の北側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は法人の事務所と駐車場となっております、現況に対する届出でございます。法人の事務所は軽量鉄骨造地上2階建て1棟、駐車場は8台分となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号3、土地の所在が中台二丁目1311番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は222平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、15ページの上図、首都高速5号線の南側で日大豊山女子高校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は共同住宅となっております、現況に対する届出でございます。共同住宅は、木造地上2階建て1棟となっております。</p>
<p>会長</p>	<p>この5条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

	<p>報告事項（２）、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>資料４、１６ページをご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和２年１１月１１日から令和２年１２月１０日までの間に照会があったもの１件でございます。</p>
	<p>番号１、土地の所在が向原一丁目１２１７番１、７、９の３筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ２４６平方メートル、６９平方メートル、４４６平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を１２月９日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、１６ページの中央の図、板橋高校と向原小学校に挟まれた位置にあります。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は共同住宅と駐車場、公衆用道路となっております。向原一丁目１２１７番１は駐車場、１２１７番７は公衆用道路、１２１７番９は共同住宅です。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について質問等がございましたら、お願いします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項（３）、第６０回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは書記の方からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>資料５、１７ページをご覧ください。 前回の総会でもお話しをさせていただいておりますが、企業的農業経営顕彰につきまして、農業委員会で推薦した榎本委員が「東京都農業会議会長賞」を受賞されました。２月１８日の農業者大会において表彰式が行われる予定でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>２月１８日の農業者大会に出席する農業委員については、来月の総会で報告をしていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>来月の総会で、出席する農業委員を決めて、ご報告をさせていただきます。</p>

会 長	報告事項（４）、農地管理指導実施報告について、事務局、説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは書記の方からご説明いたします。
書 記	資料６、２３ページをご覧ください。 10月29日に実施いたしました農地利用状況調査における農地管理指導実施報告についてでございます。生産緑地番号８４、１１２については事務局のほうで改善を確認しております。生産緑地番号８６については、1月末までには改善しご連絡を頂くことになっております。 生産緑地番号１００、６６、６１については、事務局よりご本人に改善をお伝えする予定でございます。 生産緑地番号１０８ですが、生産緑地看板の向きについては、反対側の道路から見えるので、このままで認めてもらいたいと本人からお話がありました。この件につきましては、別にA４用紙１枚でお配りしております生産緑地法の第６条の規定を見ていただければと思います。この生産緑地の標識は区が設置しているため、区が所有者となっております。この数年、生産緑地所有者にお伝えして改善を求めてまいりましたが、改善の意思がないため、この生産緑地法第６条の規定に基づきまして、区がこの標識を主たる道路側に向けて明示したいと考えております。皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくご願いいいたします。
会 長	ご意見、ご質問等ございましたら、ご願いいいたします。
福 島 委 員	質問ですが、区がこの標識を主たる道路側に向けて明示するということは、代執行になるのでしょうか。
事 務 局 長	区が所有者として立ち入る権限があり、本来区が行う行為になりますので、代執行ではありません。
福 島 委 員	費用については、区が支出するということでしょうか。
事 務 局 長	生産緑地法では区が所有者として設置することになっておりますので、費用については区が支出することになります。ただし、今回のケースでは、標識の向きを変えるだけなので、費用は発生しないと思います。
染 宮 委 員	指導書のようなものは交付しますか。
事 務 局 長	肥培管理状況に問題がある場合は、文書による指導を行っています

	<p>が、生産緑地法を所管している都市計画課とも相談して、文書による指導が適切だと判断されれば指導書の交付をさせていただきます。そこまで至らないという都市計画課の判断であれば、都市計画課及び農業委員立会いのもとに口頭で改善指導をしたいと考えております。その結果につきましては、定例総会にてご報告をさせていただきたいと思っております。当日農業委員の方にご同行いただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
会 長	<p>他にご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項（５）、生産緑地買受者の紹介について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>こちら書記の方からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料 7、25 ページをご覧ください。 12 月の総会のご案内と一緒に送付させていただいております生産緑地買受者の紹介についてでございます。 期限が来年の 1 月 15 日となっております。期限までに特に買取を希望する農業者の方がいないようでしたら、その旨を板橋区長宛に報告したいと思っております。</p>
会 長	<p>これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
会 長	<p>今までに買受者はいましたか。区が買受者となったことはありますか。</p>
事 務 局 長	<p>なかったと記憶しております。区が買受者になったものとしては、赤塚植物園の隣の現在農業園になっているところがございます。</p>
会 長	<p>他にご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項（６）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく事業計画の認定について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>こちら書記の方からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料 8、28 ページをご覧ください。 練馬区長より、板橋区の農業者が、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づいて、練馬区において事業計画の認定を</p>

	<p>受けたということで通知がありました。借受人に記載のある方が板橋区の農業者でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>これについて、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>染 宮 委 員</p>	<p>貸借に関して、金銭のやりとりは発生していますか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>通知書の内容だけでは、金銭が発生しているか確認ができていない状況です。</p>
<p>福 島 委 員</p>	<p>使用貸借による権利とあるので、金銭は発生していないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、次に進めさせていただきます。 その他（１）、新春マルシェ・新春植木市の開催について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>資料９、２９ページをご覧ください。 毎年１月７日に実施しております新春七草がゆの集いは、残念ですが中止いたしました。新春七草がゆの集いで実施していましたが新春マルシェと新春植木市を代替事業として実施するものでございます。まず新春マルシェですが、開催日時が令和３年１月７日と８日の２日間で、両日とも午前１１時３０分から午後２時までで、販売会場は、区役所本庁舎、北館１階イベントスクエアです。出店者は、板橋ふれあい農園会の会員、記載の方６名の皆様をお願いしてございます。販売品目は野菜・果樹です。販売方法でございますが、１１月のマルシェの時は千円の野菜セットで販売しましたが、今回は、並べた野菜・果樹をお客さん自身が選んで購入できるビュッフェ形式で販売する予定です。 また、新春植木市は、１月７日と８日の２日間で、両日とも午前９時から午後５時までで、販売場所は区役所本庁舎、北館１階正面玄関前です。出店者は記載のとおりで、七草セット、シクラメン、クリスマスローズ、サクラソウなどの販売を予定しております。 なお、本庁舎の１階にレストランカフェダイニング仲宿がございまして、こちらで提供しているヘルシーランチというメニューがございまして、通常は五穀米のごはんがつきますが、五穀米ごはんの代わりに七草がゆとした定食メニューを、１月７日限定ですが、販売していただけることになりました。また、新春マルシェの会場では、くらしと観光課の協力をいただき、「りんりんちゃん」グッズの販売も併せて行う予定です。</p>

会 長

す。
こちらについて、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
その他、ご質問があればお願いいたします。
ないようですので、これをもちまして第6回定例総会を閉会いたしま
す。

(終了時間 午後5時20分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・ 運営委員会 1月18日(月) 午後2時00分
- ・ 定例総会 1月25日(月) 午後2時00分